

「商店街チャレンジ応援プロジェクト業務委託」仕様書 (企画提案時)

本仕様書は「商店街チャレンジ応援プロジェクト業務委託」の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、発注者である福岡市と受注者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

1 委託件名

商店街チャレンジ応援プロジェクト業務委託

2 履行場所

福岡市経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課
(福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 福岡商工会議所ビル2階)

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

※本業務の実績が良好であると認められ、かつ、令和9年度以降も本事業が継続される
ときは、2回を上限として1年単位で契約を更新することがある。

4 目的

商店街の人材・人手不足解消につなげるため、福岡市内の商店街等において、イベントを企画・運営できる地域プレイヤーの創出・育成を行い、イベントの収益化などによる自走を図りながら、継続的な地域の賑わいの構築を図る。

※本事業における「地域プレイヤー」とは…

商店街関係者を始め、地域向けのイベント等を企画・運営している者、あるいは企画・運営を志す者。

5 スケジュール案(令和8年度)

※スケジュールは現時点における想定であり、企画提案において変更することができる。

- | | |
|----------------------|---------------|
| ○年間計画策定 | : 契約締結後～6月下旬頃 |
| ○広報物作成・勉強会の参加者募集 | : 6月下旬頃 |
| ○勉強会の開催 | : 7月下旬以降 |
| ○伴走支援を希望する地域プレイヤーの募集 | : 8月頃 |
| ○伴走支援開始 | : 9月頃 |
| ○中間報告 | : 11月頃 |
| ○効果検証・報告 | : 3月頃 |

6 業務内容

当該事業の目的を果たすため、下記の内容に取り組むこと。

- (1) 商店街の人材・人手不足解消や収益化のノウハウを含めた持続的なイベント活動を実施するための勉強会の開催(テーマ・資料作成、運営全般)

- 勉強会参加者数：20名以上
- 年間の実施スケジュールを作成し、勉強会の開催日・時間帯を決定すること。
- 事業への参加者を効果的に公募するため、チラシを作成し、デザインデータも提出すること。
- 令和8年7月～令和9年3月の期間で、計3回以上の勉強会のテーマ及び内容を企画し、その運営のための資料を作成し、各勉強会の7営業日前までに福岡市へ提出すること。
- 勉強会の中身については、事業の目的を達成するために必要な内容とすること。また、福岡市と十分に協議すること。
- 実施会場は、基本的に福岡商工会議所2階研修室とする。それ以外の会場を使用する際は、福岡市と十分に協議すること。
- 各勉強会において、参加者に勉強会についてのアンケート調査を行い、必要に応じてアンケート結果に基づいたカリキュラムの修正を行うこと。アンケートの質問項目や集計結果については、福岡市と十分に協議・共有を行うこと。
- 勉強会の参加者が抱える課題解決のために必要なアドバイスや提案について、可能な限り行うこと。

(2) イベントを企画・運営する地域プレイヤーへの伴走支援

- 伴走支援者数：5名以上
- 伴走支援を希望する人（地域プレイヤー）を募集し、連携する市内商店街を福岡市と協議の上、選定する。
- 事業への参加者を効果的に公募するため、チラシを作成し、デザインデータも提出すること。
- 地域プレイヤーが令和8年度中のイベント実施ができるように、下記①～④について伴走支援を実施すること。なお、事業費は協賛などにより地域プレイヤーが準備するものとする。
 - ①企画コンサルティング
 - ・プレイヤーの企画に応じた場所の選定及び関係事業者等の紹介
 - ・福岡市と協力しての商店街組織とのマッチング
 - ・企画内容に対するアドバイス
 - ②集客コンサルティング
 - ・ターゲットに即した集客方法に関するアドバイス
 - ・効果的な情報発信に関するアドバイス
 - ③営業活動サポート
 - ・収益化に関するアドバイス
 - ・その他持続可能な事業モデル構築に向けたアドバイス
 - ④イベント実施コンサルティング
 - ・業務対象範囲内におけるイベント実施支援
 - ・道路占用許可や使用許可、食品営業許可を始めとした、行政やその他手続きへの手続き支援
- 伴走支援1回につき、実施内容等を記載した報告書を写真や打ち合わせ書類などの資料を交えながらA4版、1枚程度にまとめ、提出すること。様式は問わない。
- 伴走支援を行うイベントの実施場所は、企画の内容によって地域プレイヤーが決め

るものだが、商店街の商圈エリアまたは今後商店街の商圈エリアで横展開可能な場所に限る。

(参考：福岡市の商店街一覧【地域産業支援課把握分】

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/c-syogyo/business/shotengai20140317.html>)

- 伴走支援を行う中で、福岡市の商店街支援施策に対する新たな提案等が生じた場合は、速やかに報告すること。
- 交通費や報償費、その他アドバイザー派遣に係る一切の経費は受託者が負担すること。なお、伴走支援の実施方法として、対面・オンラインは問わない。

(3) 広報業務

- (1)(2)の参加者募集について、各種広報媒体(チラシ、メディアの活用等)により、周知を図ること。

【その他留意事項】

- ・計画および実施内容については、提案競技時は案として提示を行い、市内商店街や地域プレイヤーの実情に合わせて調整を行っていくこと。
- ・多様な事業者や地域プレイヤーを巻き込み、勉強会や伴走支援がより効果的なものとなるよう調整していくこと。
- ・責任者を1名以上配置し、計画から実行までの進捗管理を適切に行うことができる実施体制を構築し、明示すること。

7 業務成果

次に記載する成果品を作成し、履行期間終了後速やかに提出すること。

- (1) 中間報告書・委託完了報告書を紙(正・副計2部)と電子データで提出すること
- (2) 打合せ資料・関係機関等協議資料
- (3) その他福岡市が指示するもの

8 その他

- (1) 契約の締結、委託業務の実施に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。
- (2) 委託業務の実施にあたって、労働基準法、最低賃金法、職業安定法その他関係法令を遵守すること。
- (3) 委託業務に係る各種書類は、実施期間終了後5年間保管すること。
- (4) 本仕様書に定める内容に加え、事業目的の達成に資すると考えられる独自の取組や工夫について、積極的な提案を妨げるものではない。
- (5) 本業務における成果品の著作権は、すべて福岡市に帰属する。
- (6) 個人情報の保護のため、本業務に係る電子メールの送信にあたっては、宛先をすべて Bcc に設定して行うこと。